

## 川内村立学校教職員異動

川内村立学校から異動される先生				川内村立学校へ新たに勤務される先生			
所属校	異動先	職名	氏名	所属校	異動元	職名	氏名
川内小	二本松南小	教諭	三瓶規子	川内小	大野小	教諭	松本京子
	長沼東小	教諭	菅原かおり		富田東小	教諭	本田奈々
	大野小	教諭	泉澤哲幸		小名浜東小	養護教諭	五十嵐佳
	富田小	教諭	猪狩勝人				
川内中	中村二中	教諭	佐藤裕佳里	川内中	浪江中	教諭	坂本浩一
	郡山三中	教諭	山本祐子			講師	藤原真哉
	双葉中・富岡小	事務	菅野富士子			講師	橋慶明

かえる   
かわうち  
かわら版 No. 22

川内村災害対策本部  
平成24年4月3日発行

## 川内村長選挙 告示日 4月12日(木) 投票日 4月22日(日)

この選挙は、これから村のあり方を方向づける大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

投票日当日に用事があり指定された投票所で投票できない方は、下記の日程により役場内の期日前投票所で投票ができます。

なお、病院に入院されている方や仕事等で遠方に滞在されている方も不在者投票ができますので、川内村選挙管理委員会（TEL 38-2111）まで問合わせください。

日 程	時 間	場 所
4月13日(金) ～4月21日(土)	午前 8:30～午後 8:00	川内村役場 応接室
4月15日(日)	午前 10:00～午後 3:00	いわき市四倉町鬼越応急仮設住宅 談話室
4月17日(火)	午前 10:00～正午	郡山市富田町若宮前20 応急仮設住宅 集会所
	午後 1:30～午後 4:00	郡山市南1丁目 応急仮設住宅集会所
4月19日(木)	午前 10:00～正午	航空自衛隊大滝根分屯基地隊舎内

### ○投票日の投票

4月22日(日)	午前 7:00～午後 6:00	川内村コミュニティセンター
	午前 9:00～午後 5:00	郡山市富田町若宮前20 応急仮設住宅 集会所

### ○開票

4月22日(日)	午後 7:00～	川内村コミュニティセンター
----------	----------	---------------

### ○期日前投票の日程

※郵便による不在者投票（4月18日まで請求）

※郵便による不在者投票は、身体障害者手帳をお持ちの方でその障害の程度が両下肢・体幹・移動機能の障害で1級若しくは2級の方、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害で1級若しくは3級の方、免疫・肝臓の障害で1級から3級の方で川内村選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」の交付を受けている方が、郵便による不在者投票ができます。

## 4月6日に保小中合同の入園・入学式村民皆さまのご参加をお待ちしております

今回の原子力発電所事故に伴い、子ども達が郡山市や県内外に避難し1年が過ぎました。

一年間、郡山市の小中学校の空き教室をお借りし、郡山校として学校運営を行ってきましたが、村の復旧計画に基づき、4月から村に戻り保育園・学校を再開することになりました。

戻る子ども達は少数ですが、川内村の教育再開を祝う会を兼ね、保育園・小学校・中学校合同の入園・入学式を下記により挙行することになりました。

子ども達激励のため、村民皆さまのご参加をお待ちしております。

この合同入園・入学式に特別出演としてシンガーソングライターでピアニスト古川琴子さんのミニライブを計画しております。

日時 4月6日(金) 午前9時00分から

場所 川内村コミュニティセンター大ホール

## 4月からの飲料水検査について

平成24年2月23日から再開しております飲料水検査が、4月から受付日が下記のとおり変更となります。

飲料水検査希望の方は、次のとおり手続きをお願いいたします。

受付日 4月は4月16日(月) 一回のみ

5月からは第1月曜日及び第3月曜日の月2回となります。

採取量 2リットル(ペットボトル2リットル容器を各自用意してください)

採取方法 ①採取する蛇口を開放(5分間程度)して、配管内の水を流し出す。  
②ビニル手袋もしくは、手を十分に洗い容器の中の飲料水を少量入れて容器を数回振り、中の飲料水を捨てる。

③なるべく蛇口を容器に近づけて飲料水を採取する。

④容器の蓋をして、周囲の水滴を拭き取る。

※ 検査を希望する方は、必ず役場担当まで検査希望の連絡を事前に入れてください。1回で検査する本数に限りがありますので、連絡が無い場合は希望日に検査が出来ない場合があります。

※ 併せて飲料水の役場への持ち込みは、連絡後、出来るだけ金曜日の午前中までお願いします。受付当日(月曜日)に搬入する方は、午前9時30分まで搬入してください。

検査結果 飲料水を検査機関に搬入後3日程度かかります。

搬入先 川内村役場 住民課住民係まで

## 原子力事故緊急時の避難計画のお知らせ 有事の際は慌てず落ち着いて行動しましょう

原子力発電所の事故が発生し、皆さんに避難を指示、勧告する場合は、村として次の内容で協力をお願いすることにしていきますので、慌てず、落ち着いて情報を確認して行動してください。

▣原子力事故緊急事態発生した場合…国、県から村に情報が伝達されます。

▣緊急事態発生連絡を村が受信…村が避難指示、勧告等を決定。

▣村では防災行政無線等で住民に伝達、周知します。

その際は次の内容で皆さんに協力をお願いすることにしていきます。

【事前に各自避難時の荷物を準備しましょう】

- ・自家用車所持の方は自力避難をお勧めします。
- ・車が使えない方は、1～2時間以内に各集会所で待機を求めます。(バスを配車する計画です。)
- ・寝たきり、高齢者等弱者は社会福祉協議会等の協力により避難。

▣避難先は次の方面を考えていますが、風や放射能の放出予測等を考慮して決定します。

- ・想定1(北西の風の場合)…郡山市、会津若松市方面へ避難。
- ・想定2(南東の風の場合)…いわき市方面へ避難。

問い合わせ 川内村役場住民課0240-38-2111

## 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について

「東日本大震災」により「全壊・大規模半壊又は半壊した住宅」の応急修理に要した費用について、村が直接、業者に支払う制度です。

1 対象者 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。

(1) 大規模半壊又は半壊の被害を受けた場合。なお、全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象となります。

※村が発行する「り災証明書」が必要となります。

(2) 応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

(3) 応急仮設住宅（雇用促進住宅・民間借上げ住宅を含む）を利用しないこと。

◎住宅の応急修理申込書を提出する前に行った修理であっても、修理前後の写真や修理見積書等の必要書類が整っており、住宅の応急修理制度の要件に適合するものであれば住宅の応急修理制度の対象とすることが可能な場合があります。

詳しくは、農村振興課農林土木係へご相談ください。

2 所得制限等

前前年の世帯全体の年収等が以下のいずれかに該当していること。ただし、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限はありません。

(1) 世帯全体の年収が 500 万円以下の場合

(2) 世帯全体の年収が 500 万円超、700 万円以下で、かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯

(3) 世帯全体の年収が 700 万円超、800 万円以下で、かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯

3 住宅の応急修理の内容

(1) 応急修理の範囲

住宅の応急修理は居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施します。緊急度の優先順は次のとおりです。

ア 屋根・柱・床・外壁・基礎等

イ ドア・窓等の外部に面する開口部

ウ 上下水道・電気・ガス等の配管・配線

エ 衛生設備

(2) 応急修理の箇所や方法等

ア 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象です。

イ 内装に関するものは原則として対象外です。

ウ 家電製品は対象外です。

4 限度額

(1) 一世帯あたりの限度額は 52 万円です。

(2) 同一世帯（1 戸）に 2 以上の世帯が居住している場合でも、上記(1)の一世帯あたりの限度額以内となります。

(3) 借家であっても、所有者の同意を得て、応急修理を行う場合もあります。

5 申込受付

(1) 受付窓口 川内村役場

(2) 申込受付期間 平成 24 年 4 月 2 日（月）～平成 24 年 12 月 28 日（水）まで

※土曜日・日曜日・祝日を除く平日のみの開設となります。

(3) 受付時間 8：30～17：00

※申込受付後の手続きとなる「見積書の提出」と「工事完了報告の受付」につきましては、未だ期限が定められていないことから、申込受付期間後も引き続き行います。

【申込書等の様式】 申込書等の様式は村ホームページまたは役場窓口までお越しく下さい。

【問い合わせ先】 東日本大震災に伴う総合窓口（住宅の応急修理担当）

川内村役場農村振興課農林土木係

tel0240-38-2117 fax0240-38-2116

## 役場機能移転による各種証明書等受付窓口の変更について

川内村役場郡山出張所（郡山市南二丁目52番地“ビッグパレットふくしま内”仮設役場）は平成24年3月24日、25日の間に、震災前の川内村役場本庁舎（川内村大字上川内字早渡11番地の24）へ役場機能を移転しました。（もとに戻りました。）

つきましては、平成24年3月26日以降の各種証明書の発行等の業務は、川内村役場本庁舎において行いますのでよろしくお願いいたします。

なお、4月2日からは郡山市の南一丁目仮設住宅内高齢者ケアセンター内に住民課職員が常駐し、各種証明書等の申請受付をし、翌日（金曜日受付の場合は翌週の月曜日）交付することとなりますのでご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

## 川内村下川内応急仮設住宅の入居者を募集します

現在、川内村下川内字宮渡地内に建設中の応急仮設住宅の入居者を募集します。旧警戒区域に指定されている方や住宅被災者が該当となります。

入居を希望される方は、期日までに申し込みください。

（第1次締切：平成24年4月18日（水）まで）

申込書は、住民課住民係にて交付を受けて下さい。

募集仮設住宅 川内村下川内応急仮設住宅

木造平屋建て 50戸

住宅完成予定 平成24年5月上旬

問い合わせ 住民課住民係 tel0240-38-2114

※入居予定者は、申込用紙に全員分の氏名を記入して下さい。

※申込者が多数の時は、入居者選考委員会による選考となりますのでご了承くださいませ。

## 国保診療所からのお知らせ

◎休診について ご迷惑をおかけいたしますが、下記の都合により休診にさせていただきますので、休診日を避けてご来所ください。

○【内科】

- ・ 4月12日（木） 終日休診（学会参加のため）
- ・ 4月13日（金） 終日休診（学会参加のため）
- ・ 4月25日（水） 終日休診（小・中学校内科健診のため）
- ・ 4月19日（木） 午後休診（往診のため）

○【歯科】

- ・ 4月25日（水） 終日休診（小・中学校歯科健診のため）

※上記「休診」は、予定ですので変更する場合がありますので、あらかじめご了承くださいませ。

変更の場合、診療所の受付や診療バスに「お知らせ」を掲示してお知らせいたします。

◎専門医による診察について 4月から毎月1回、川内村国民健康保険診療所にて、定期的に専門医による診察を行うこととなりました。詳細は下記のとおりです。

日付 4月19日（木）

診療時間 午後1時30分～4時30分まで

診療科目 心療内科・精神科 「眠れない」「不安になる」「イライラする」「憂うつなる」「認知症が心配」などの症状がある方など

診察医師 新村秀人 先生（慶応義塾大学医学部）

※専門医による診察のため、一般内科の診療は行いませんのでご了承くださいませ。

川内村役場

〒979-1292

福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24

TEL0240-38-2111 FAX0240-38-2116

